

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月11日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年3月26日から同年4月15日まで縦覧に供する。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市北条池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 杉尾地区	坂出市環境経済部農 林水産課
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 氏部直田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上氏部志福寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 杉仏地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山桶島田係地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北山大関地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古田下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鎔地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 畑総地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北代地区	〃